

令和3年度
ドライバー等安全教育訓練促進
助成金（奈ト協）交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、公益社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が、安全意識向上及び運転技能向上のため教育訓練の実施を促進する為、協会が指定する研修施設へ自社のドライバー等を派遣した場合、費用の一部を助成することとし、もって会員の輸送の安全の確保に資することを目的とする。

（助成対象）

第2条 助成対象事業者は、協会会員で会費の滞納がない事業者とする。

（対象研修施設）

第3条 助成対象となる研修施設は、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が指定する安全教育訓練施設（以下「研修施設」という。）とする。

（助成対象研修）

第4条 助成対象となる研修は、トラックドライバー又は安全運転管理者等の安全教育訓練で、全ト協が予め指定する「一般研修」とする。

（助成金額）

第5条 助成金額は、奈良県内営業所に所属する者が研修受講に要した費用に対し、1人について10,000円とし、1社2名までとする。

2 全ト協が助成する一般研修について、ドライバー等安全教育訓練促進助成金（全ト協）を別途申請できる。

（事業期間）

第6条 本要綱に定める助成事業は、令和3年4月1日から令和4年2月28日までとする。ただし、予算額に達し次第、本助成事業は終了する。

（受講申込通知）

第7条 受講しようとする会員事業者は、受講者、受講研修等について、事前に協会へ通知する。

（受講申込手続き）

第8条 受講を希望する会員事業者は、研修施設に対して、受講申込の手続きを行うものとする。

(交付申請)

第9条 この助成金の申請は、様式1「ドライバー等安全教育訓練促進助成金（奈ト協）交付申請書」に必要事項を記入のうえ、協会に申請を行うものとする。

2 前項の申請には、様式1で定める書類を添付するものとする。

(受講予定申込後の変更又は中止)

第10条 会員事業者は、受講申込通知をしたのち、申込した事項について変更又は受講を中止した場合は、その旨を速やかに協会へ通知する。

(助成金の返還)

第11条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

1. この要綱は、令和3年4月1日より適用する。